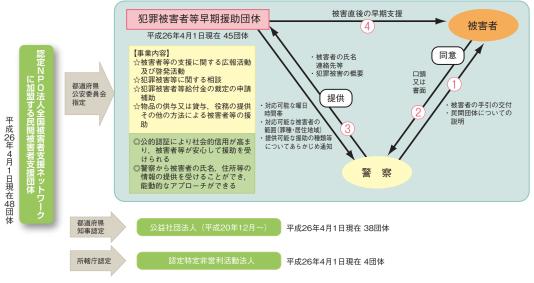
犯罪被害者等早期援助団体制度

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条に基づき,犯罪被害等を早期に軽減するとともに,犯罪被害 者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人を,当該法 人の申出により,都道府県公安委員会が指定する制度



提供:警察庁

○ 日本司法支援センター(通称:法テラス)

刑事手続への適切な関与や損害・苦痛の 回復・軽減を図るための法制度に関する情 報の提供,犯罪被害者支援を行っている機 関・団体の案内,犯罪被害者支援の経験や 理解のある弁護士の紹介,被害者参加人の ための国選弁護制度に関する業務を行って いる。

犯罪被害者支援業務



提供:法務省

- ・法テラス・サポートダイヤル (コールセ ンター)
 - 一般ダイヤル

(0570-078374「おなやみなし」) 犯罪被害者支援ダイヤル

(0570-079714「なくことないよ」)

・地方事務所(全国各都道府県50か所) (http://www.houterasu.or.jp/ chihoujimusho/)

○ 法務局・地方法務局

法務省の人権擁護機関では、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において、犯罪被害者等からの相談を含む人権に関する相談に応じている。また、最寄りの法務局・地方法務局につながる全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」を設置し、電話による相談に応じている。さらに、インターネットでの相談は、「インターネット人権相談受付窓口」で応じている。被害者、その法定代理人、配偶者等からの申告等に基づき、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を開始し、事案に応じた適切な措置を講じている。

- ・みんなの人権110番 (0570-003-110) (http://www.moj.go.jp/JINKEN/ jinken20.html)
- ・インターネット人権相談受付窓口 (24時間受付)

(http://www.moj.go.jp/JINKEN/ jinken113.html)

コラム②

•

平成25年度都道府県·政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議 講演録(抜粋)

公益社団法人被害者支援センターとちぎ事務局長 和氣みち子氏

私は、先ほど御紹介がありましたように、今から13年前、最愛の娘を飲酒・居眠り運転をする10トントラックで命を奪われた犯罪被害者です。本日は、私の体験・経験と、現在私は犯罪被害者支援を微力ながら行っておりますので、支援活動内容の御紹介や関係機関の連携の重要性等を中心にお話をさせていただきます。

私の娘は、今から13年前の平成12年7月31日(当時19歳8カ月) まで、青春真っただ中を、夢や希望をたくさん持って生きていました。ある日突然命を奪われ「夢」「希望」も奪われてしまいました。



犯罪被害者となって、「日本の国は犯罪被害者にとって、とって も冷たい国だった、こんなに住みにくい国だったのだろうか。」と、かなりショックを受けた のです。なぜかと言いますと、栃木県には相談する窓口や支援をしてもらえる窓口もありませ んでしたので、何をどうしなければいけないのか全く分からずパニック状態でした。

私は、娘を亡くしてから何が困ったかと言いますと、金銭問題です。遺体の処置費用の請求書、お通夜、お葬式等、こういう多額の費用をどうしようかという問題が出てきます。「栃木県民共済」という交通事故保険に入っていましたので、それを請求しようということで、一度市役所の方に伺ったのですけれども、とにかく混乱していますので、うまく説明ができなかったために、窓口をたらい回しに遭ったのです。

私の場合は、私の知り合いで助役をやられていた方がおりました、その方から市役所に電話を掛けていただき、詳しい説明をその方からしていただいたのです。そのおかげでスムーズに手続が完了し、非常に助かりました。

そのほかに様々な事件事故の被害者がいらっしゃいます。立場が違うと、使える制度もそれ ぞれ違うのです。私の経験からも、市役所の窓口が、いかにハードルが高い所かということが 分かっていただけるのかなと思います。

当時、栃木県には被害者支援センターがありませんでしたし、どこの窓口を頼って良いのか分からない、アドバイスや情報提供もない状況でしたから手探りで前に進むしかなかったです。

次に御紹介します取組ですが、ある被害者の方にこのワンペーパーをお渡ししたものです (次ページ参照)。最近は犯罪被害者支援が少し充実してきましたので、パンフレット、リーフレットの資料等を関係機関が準備をされて犯罪被害者の方々に渡してくださいますが、残念ながらパンフレットをもらった犯罪被害者が自分に必要な部分を探すだけでも大変な作業になります。心身がボロボロで心が折れている中で、そういう作業は軽減していただきたいのです。 そこでこのようなワンペーパーが出来たのです。

警察では、給付金制度の申請ができますよ、診断書の公費の支給がありますよ、マスコミ対応ができますと示されました。税務署の方は、所得税の確定申告や医療費控除ができます。被害者支援センターでは、直接的支援、無料弁護士相談、無料カウンセリングが受けられますと示しました。皆さんに見ていただきたい機関は宇都宮市役所です。この犯罪被害者の場合使える制度です。

これだけ多くの使える制度があるにもかかわらず、私たち当センターでは全くと言って良い

ほど分かりませんでした。このように使える制度があることは、被害者には全く分からないのです。また、犯罪被害者が使える制度を調べるということは大変な作業ですし、これだけ明確にはなりません。ほとんどの犯罪被害者の方は、使えずに諦めているか、制度があることさえ分からない状態だと思います。

それから、これを渡しただけでは、被害者はどこの窓口に行って良いのか分からないのです。私のようにたらい回しに遭ってとても大変な思いをしてしまう方もいると思います。そこで、担当窓口の方が必要な窓口に一緒に付いて行ってくれたり、つらい話を代弁してくだされば犯罪被害者の負担はかなり軽減します。

これを被害者の方にお渡ししたところ、すぐに宇都宮の市役所に行って話を聞きたいという連絡が入りました。このときには、被害者支援センターとちぎから宇都宮市の担当である生活安心課の担当にお電話を掛けました。「今から犯罪被害者の方が窓口に行きますので、対応をよ

网络格尔依安亚大位亚马 【中都資本】(少年被害者-強無の復害事件) 8580 ○犯事業者総行会制度 ○部期書等へ必費支出 ○マスコミ社会 国内政化大大 事官の心質意見 の心理長 の心保長 何は大大大大大 の報本を記 の保証 ALCENS SERVIN V電気別 ご選末開発展展展で、ター(pl.00) □の本等級の・名面を 25 ○成の)・収定協定 45 ○成の)・収定協定 45 ●この存立いる映画を直接度 ○日の主節状態(設成)・ ○音放改定版する由の独自制度 ○回から、報道ヤービス・地域生活支援事業及びデイ AGE-XXXX 事業の名類負別上型額 テプ事業の外額負別上別額 ②維定小配数計→一世末 ③維張人民政計・総第一の日常生成用具の結付・資与 ③成定の分類が、世界一の日常生成用具の結付・資与 ●成金の担談・減差 ●成金の担談・減差 の収定する確保計列制度 ②のアン一類引制度 ②のアン一類引制度 ②のの施設が提供の減金 」のの施設が提供の対金 のの施設が無対し、 社業 〇年海華経済 出版及例 ○無故哲公類系表記。 古常从规则来 **新教育大阪大阪大阪** ○直接支援(参禁に28付款支援等) ○無料申請士包款(管予約) ○無料コウンセアング(管予約) 間にここ 開発表表 物政市用电路 168 Brestan **化基金基** 学校教育课 を発展する。 を発展する を表現する を表しる ****** MI-XXXX 〇一時に重視な事故 ○へ希望により実験 ■へ申請に時間がおかるので早めに申請

ろしくお願いします、受け入れてください。」ということで連絡をしたところ、担当者が丁寧に対応してくださって、支援をしてくださいました。犯罪被害者の方からは、非常に助かりました、有難うございました、というお礼の言葉をいただきました。このようなことが行政でできる犯罪被害者支援になるのではないでしょうか。なかなか急には難しいと思いますけれども、徐々にでも一歩踏み込んだ支援の協力を期待したいと思います。

犯罪被害者はその地域で生きていくわけですから、是非その辺を御協力いただければ幸いに 思います。

(2) 児童・子どもの被害

○ 子どもに関するあらゆる相談

児童相談所では、被害によって心のケアなどを必要とする少年の相談や問合せにも応じている。相談や問合せは、夜間・休日を問わず対応している。

また,棄児,迷子,家出した子ども等,緊急にその子どもを保護する必要がある場合,虐待,放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合などに,一時保護している。

- ・全国共通ダイヤル (0570-064-000) (管轄する児童相談所に自動で電話がつな がる)
- · 児童相談所一覧(http://www.mhlw. go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dvjinshin/index.html#hid0_mid2)

○ 犯罪被害に遭った少年に関する相談

都道府県警察で応じている。

「ヤングテレホンコーナー」などの名称 で電話による少年相談窓口を全都道府県警 察に設置しており、フリーダイヤルや電子